

受動喫煙防止対策の意見広告の共催及び寄付のお願い

禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議

会 長 中 山 脩 郎

(事務局 公益財団法人 神奈川県予防医学協会 内)

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私たち、「禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議」は、平成 11 年発足以来、神奈川県内の禁煙、分煙、受動喫煙防止等のたばこ対策について積極的に活動をしてまいりました。平成 22 年施行の「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の制定にも積極的に支援してきたものであります。

現在では、能動喫煙のみならず受動喫煙も深刻な健康被害が広く知られています。

WHO が中心となり、2003 年に FCTC (たばこ規制枠組み条約) が採択され、2005 年に発効しました。日本も条約を 2004 年に批准していますが、今年が発効 10 周年という節目の年に当るにもかかわらず、今に至っても日本においてはたばこ規制対策が非常に遅れているのが実情です。

2020 年に東京でオリンピック・パラリンピック開催となりますが、IOC・WHO の間の協定により、開催地では罰則付きの受動喫煙防止法または条例の整備がルールとなっています。アテネ・トリノ・北京・バンクーバー・ロンドン・ソチという歴代開催都市では例外なく罰則付きの同法または条例が施行され、そして 2016 年開催決定のリオデジャネイロは、開催 7 年前の 2009 年に法が整備され、施行されております。このような国際条約は国内法に優先されるとされています。

しかしながら、東京都では同条例の制定を目指していた舛添知事に対して議会をはじめ多方面より反対意見が出されました。東京オリンピック・パラリンピック開催まであと 5 年の時間しかありません。先進国と自負する日本への世界的評価の下落が懸念されています。

本来、不特定多数が集まる公共施設、飲食店などは健康被害を考慮した対策が優先されるべきです。また、労働安全衛生法の改正で職場の受動喫煙防止対策が導入されはしましたが、罰則規定がない単なる努力義務にとどまり効果ある対策とはなっておりません。がん対策そしてたばこ関連病対策は急務となっております。そのためには、本対策に対する活動を神奈川県下の医師会の中でもさらに進めていくことが肝要と考えております。

さて、このような現状のなかで、私ども「禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議」は、前回までは過去の世界禁煙デーに向けた運動として、毎年、講演会などの様々なイベントを実施してはきましたが、さらにこれを地域に浸透させ

るべく世界禁煙デーに向けての活動として、神奈川新聞の一面を使い受動喫煙防止対策の意見広告を掲載すると共に、講演会を開催する運びとなりました。

一連の新聞掲載（3～4回）と講演会開催及び5月31日の世界禁煙デーの当日の一面全面広告掲載について、ご喜捨を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

●振込先

ゆうちょ銀行

【店名】〇二八（読み ゼロニハチ）

【店番】028 【預金種目】普通預金 【口座番号】2043188

【名義】禁煙分煙活動を推進する神奈川会議

●お問い合わせ

禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議

理事 北田守（大倉山内科クリニック）

TEL：045-543-8711 FAX：045-543-8672